

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から 30 日（うち経由機関における期間 10 日）

追  
5  
2  
号